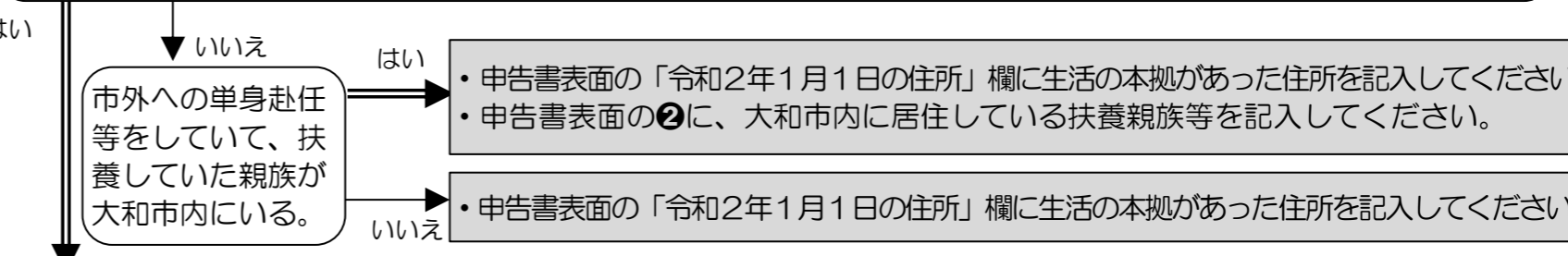


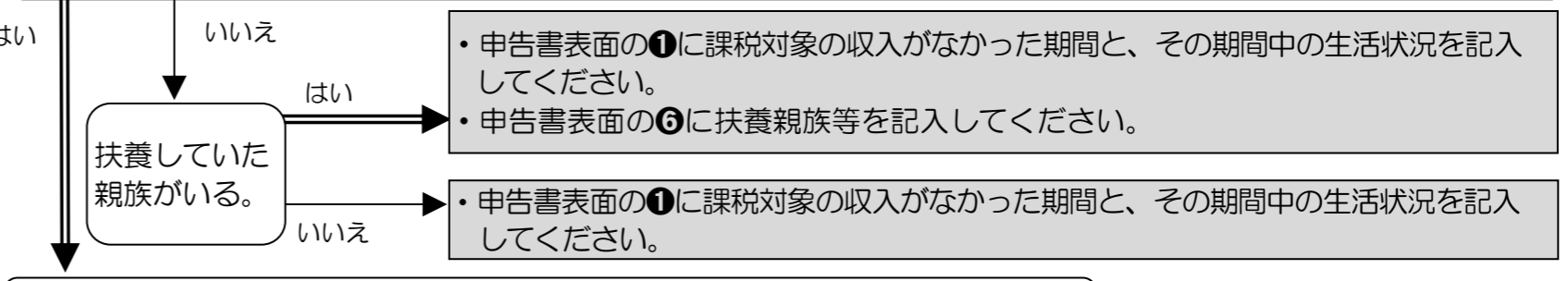
令和2年度 市・県民税の申告の手引き

令和2年1月1日の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・個人番号を申告書に記入し、押印してください。
 そのほかの事項については、次の図を確認して申告書を記入してください。
 ※この手引きにおける「2019年中」の表記は平成31年1月1日～令和元年12月31日を示します。

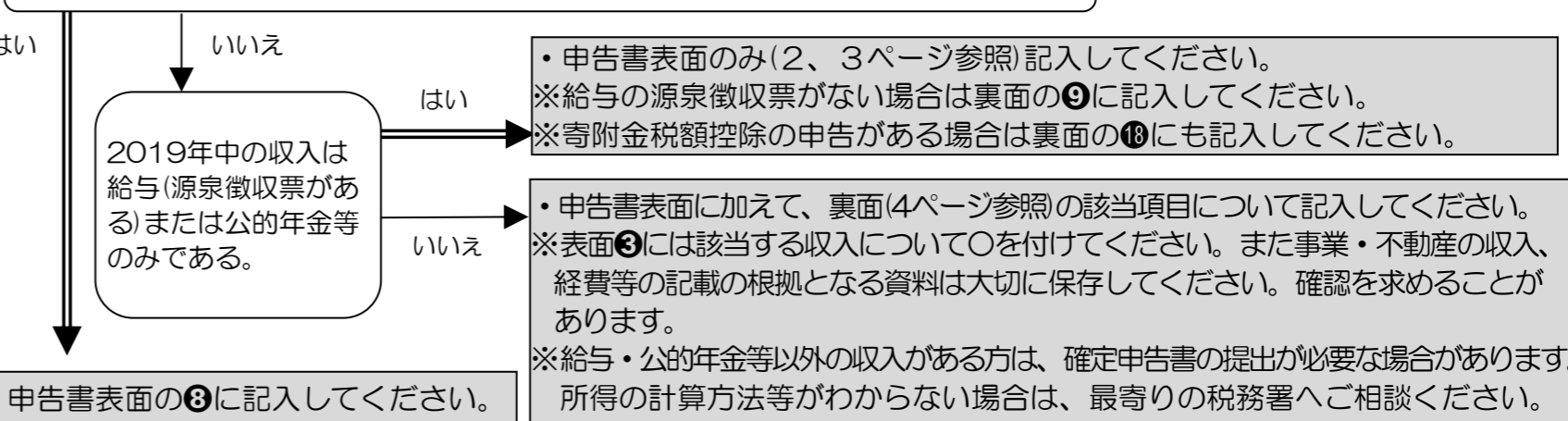
令和2年1月1日において、生活の本拠が大和市内にある。
 ※生活の本拠とは、日常生活の状況、住民基本台帳記載の状況、職業、選挙権行使の状況、家族の生活状況等、生活関係の全ての面を総合し、その中心としている住所です。



2019年中に課税対象の収入がある。 ※遺族年金、障害年金等は課税対象の収入にはなりません。



税務署へ、申告期限内に確定申告書を提出する予定がある。



記入が終わりでしたら、キリトリ線で切り取り、市・県民税申告書と各種証明書、領収書等を同封の返信用封筒にて返送してください。

- 控えが必要な方は、記入済みの申告書の写しと、84円切手(価格改定があった場合には封筒返信に必要な切手)を貼った返信用封筒を同封してください。
- 申告の結果、市・県民税が非課税となった場合は通知等は送付しません。
- 税額の内容についてのご質問は市民税課へお問い合わせください。

◆申告書にはマイナンバー<個人番号>の記載をお願いします!◆

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)」に基づき、平成28年1月からマイナンバー<個人番号>(以下、マイナンバー)の利用が始まりました。申告書を提出いただく際にはなりすまし等を防ぐために、番号法に基づき本人確認(身元確認・番号確認)を行います。マイナンバーを記載していただくとともに、各確認書類の提示、または写しの添付をお願いします。 ※マイナンバーカードは身元確認・番号確認の両方の確認書類としてご利用いただけます。

<番号確認書類>

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・マイナンバー記載の住民票 など

+

<身元確認書類>

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・身体障害者手帳

早めの申告をお願いします! 申告がないと、次のような影響があります。

- ◆国民健康保険税や介護保険料などが正しく計算されません。
- ◆児童手当などの各種手当が受給できません。
- ◆市民税・県民税証明書が発行できません。
- ◆保育所の入所や公営住宅の入居・更新手続きに支障をきたすことがあります。
- ◆その他、各種行政サービスが受けられない場合があります。
- ◆100,000円以下の過料が科されることがあります。(大和市民税条例第42条)

給与・年金以外の収入及び その他控除がある場合の書き方(裏面記入)

⑩⑪⑫⑬の収入がある場合は、表面の⑨の該当収入に○を付けてください。

⑩ 事業(営業等・農業) ⑪ 不動産 ⑫ 青色申告 ⑬ 専従者

⑭ 雑(公的年金等以外) ⑮ 総合譲渡・一時 ⑯ 寄附金 ⑰ 総合配当 ⑱ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除

⑲ 利子・山林・退職・分離(長期・短期・株・先物取引・上場株式等の配当等)

⑨ 源泉徴収票のない給与収入

源泉徴収票の交付が受けられない場合は、詳細を記入してください。
 【収入を確認できる書類(給与明細、通帳のコピー等)を添付】

月	日給(円)	日数	月収額(円)
1	8,000	15	120,000
2	8,000	10	80,000
3	8,000	16	128,000
4	8,000	15	120,000
5	8,000	13	104,000
6	8,000	14	112,000
7	8,000	7	56,000
8	8,000	20	160,000
9	8,000	17	136,000
10	8,000	16	128,000
11	8,000	15	120,000
12	8,000	9	72,000
賞与等			0
合計			1,336,000

⑩ 事業(営業等・農業) 所得に関する事項

事業所得がある場合は⑩に記入してください。

科目	金額(円)
収入	
売上金額	
その他収入	
小計	
売上原価	
差引金額(①-②)	A
必 租 税 公 課	
水道・光熱費	
通 信 費	
旅 費 交 通 費	
損害保険料	
要 修 繕 費	
消耗品費	
減価償却費	
給与資金	
地代家賃	
その他	
経 費 計	B
専従者控除額	C
青色申告特別控除額	D
所得金額(A-B-C-D)	16または17

⑪ 不動産所得に関する事項

不動産所得がある場合は⑪に記入してください。

科目	金額(円)
収入	
家賃収入	
地代収入	
権利金(礼金)	
礼金	
賃貸業収入	
駐車場収入	
小計	A
必 租 税 公 課	
修 繕 費	
減価償却費	
借入金利子	
地代家賃	
給与資金	
その他	
経 費 計	B
専従者控除額	C
青色申告特別控除額	D
所得金額(A-B-C-D)	20

⑫ 青色申告に関する事項

青色申告書の提出につき、税務署から承認を受けている場合は○を付けてください。

⑬ 専従者に関する事項

専従者控除に関する事項

⑭ 雑(公的年金等以外)

公的年金等以外の雑所得がある場合は記入してください。

⑮ 総合譲渡・一時

総合譲渡・一時所得がある場合は記入してください。

⑯ 寄附金

【寄附金額がわかる領収書等を全て添付】

種別	収入金額(円)	必要経費(円)	所得金額(円)
個人年金	654,200	357,800	296,400
個人生命保険			
合計			296,400

⑰ 利子・山林・退職・分離(長期・短期・株・先物取引・上場株式等の配当等)

該当の所得がある場合は記入してください。

該当の所得がある場合は記入してください。【金額がわかるものを添付】
 確定申告をする必要の有無については税務署へ確認してください。
 ※上場株式等の譲渡所得・配当所得がある場合で、特定口座で地方税(配当割・譲渡割)が特別徴収されている場合は申告不要とすることができます。申告することを選択する場合のみ記入してください。また、特別徴収されている地方税(配当割・譲渡割)がある場合は、金額を⑨に記入してください。
 ※退職金:退職所得がある方でも、地方税がすでに特別徴収されている場合は、申告する必要はありません。
 ※利子所得:日本国内の銀行等に預けた預金の利子は、申告する必要はありません。

記入についてご不明な点がございましたら、大和市役所市民税課までお問い合わせください。電話番号 046-260-5232~4

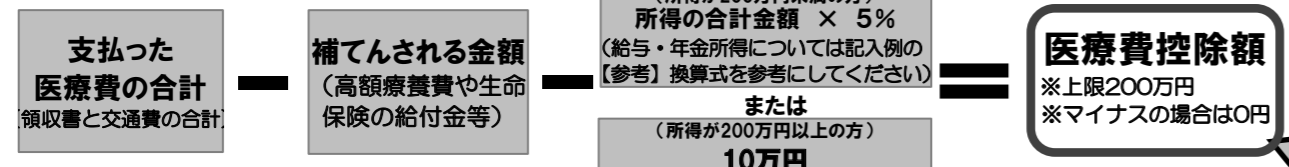
④ 所得から差し引かれる金額

◆ 雑損控除【証明書添付(災害関連支出の場合は領収書も添付)】

災害や盗難などによって住宅や家財などに損害を受けた場合、災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合の控除です。

◆ 医療費控除【明細書を作成のうえ添付※令和2年度市・県民税の申告までは領収書で代用可】

2019年中に支払った医療費が一定額以上ある場合の控除です。なお、この控除を受ける方は下記の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けることができませんので、ご注意ください。
※あなた自身の医療費はもちろん、生計を一にするご家族のためにあなたが支払った医療費も控除の対象となります。
※支払った医療費等欄には、医療費の合計額を記入してください。補てんされる金額欄には、出産育児一時金、高額療養費、生命保険の入院給付金等により補てんされた金額を記入してください。



医療費通知(医療費のお知らせ)を添付する場合、下記を記入することで医療を受けた方の氏名や病院の名称などを省略することができます。

医療費通知に記載された医療費の額	①のうちの年中に実際に支払った医療費の額	②のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
360,000円	110,000円	10,000円

医療費通知(医療費のお知らせ)がない場合、もしくは通知以外の医療費がある場合については、領収書から下記を記入してください。

医療費以外の明細	①医療を受けた方の氏名	②病院・薬局などの支払先の名称	③医療費の区分	④支払った医療費の額	⑤④のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
大和 太郎	〇〇病院	①診療・治療 ②医薬品購入 ③その他の医療費	60,000円		
大和 花子	xxｸﾞﾗﾌﾞ	①診療・治療 ②医薬品購入 ③その他の医療費	50,000円	10,000円	
合計			110,000円	10,000円	

◆ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)【明細書を作成のうえ添付(令和2年度市・県民税の申告までは領収書で代用可)及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示】

2019年中に支払った特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)購入費が一定額以上ある場合の控除です(申告者本人が健康の保持・増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っていることが必要)。なお、この控除を受ける方は従来の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。
※あなた自身の購入費はもちろん、生計を一にするご家族のためにあなたが支払った購入費も控除の対象となります。
※支払った医療費等欄には、購入費の合計額を記入してください。補てんされる金額欄には、生命保険や社会保険などで補てんされた金額を記入してください。
※この特例の適用を受ける場合のみ医療費控除の特例欄の「申請する」に必ず〇をしてください。



医療費控除について事前のお知らせ

来年度(令和3年度)の医療費控除の申告から領収書の内容を「医療費控除の明細書」にまとめていただくか、支払い内容が明らかな「医療費通知」の添付が必要になります!

※「医療費控除の明細書」に記載いただいた領収書は5年間、ご自宅等で保存してください。

令和2年度の申告まで → 令和3年度以降の申告

◆ 社会保険料控除【国民年金保険料は証明書等を添付】

2019年中に支払った社会保険料をそれぞれの欄に記入してください。
※国保・後期・介護保険とは「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」を指します。
※あなた自身の保険料はもちろん、生計を一にするご家族の社会保険料をあなたが支払っている場合も控除の対象となります(ご家族の年金から天引きされた「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」を除く)。
※その他健康保険には、厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料などを記入してください。

◆ 小規模企業共済等掛金控除【領収書または証明書を添付】

2019年中に支払った小規模企業共済の掛金(旧第2種を除く)、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法に規定する加入者掛金を記入してください。

◆ 生命保険料控除【証明書を添付※ただし旧契約の生命保険料の支払額が9,000円以下の場合は証明書は不要】

2019年中に支払った生命保険料額を記入してください。保険会社発行の控除証明書を年末調整で提出済みの場合は、給与の源泉徴収票を添付してください。
〈旧契約〉平成23年12月31日以前に締結した契約(一般生命・個人年金の2種類)
〈新契約〉平成24年1月1日以降に締結した契約(一般生命・個人年金・介護医療の3種類)
※どの契約に該当するかは保険会社発行の控除証明書の記載を参考にしてください。

◆ 地震保険料控除【証明書を添付】

2019年中に支払った地震保険料額・旧長期損害保険料等額を記入してください。保険会社発行の控除証明書を年末調整で提出済みの場合は、給与の源泉徴収票を添付してください。

令和2年度市・県民税申告書

【記入例】 大和市長 ありがな

必ず記入してください!
※住所は1月1日にお住まいの住所
※個人番号については1ページをご確認ください

氏名 大和 太郎
性別 男
生年月日 大正 26・1・12
住所 大和市下鶴間1-1-1

3 収入金額等(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入)

種類	収入金額(円)	市役所記入欄
給与	2,600,000	43
雑		
公的年金	1,000,000	17
その他		

4 所得から差し引かれる金額(控除額は手引きを参照してください)

控除の種類	金額(円)	市役所記入欄
医療費控除の特例	110,000	31
医療費控除の特例	10,000	31
生命保険料控除	350,000	32
生命保険料控除	75,400	33
生命保険料控除	43,200	33
地震保険料控除	12,300	30

5 本人対象の控除(該当する部分に記入してください)

控除の種類	金額(円)	市役所記入欄
障害者		43
配偶者		809
扶養親族		76

6 配偶者・扶養親族に関する事項

氏名	生年月日	性別	障害の種類/級	同居/別居
大和 花子	26年6月10日	女	身体 / 1級	同居
大和 一郎	24年11月11日	男		同居

【参考】公的年金所得の換算式(65歳以上 昭和30年1月1日以前)

収入金額	所得
330万円未満	-1,200,000
330万円以上 410万円未満	× 75% -375,000
410万円以上 770万円未満	× 85% -785,000
770万円以上	× 95% -1,555,000

【参考】給与所得の換算式

収入金額(A) [円]	所得	所得計算についての注意
~ 651,000未満	0	・ 欄の収入額の場合はAを端数処理してから所得を計算してください。
651,000 ~ 1,619,000未満	A - 650,000	・ A' → Aを端数処理した数
1,619,000 ~ 1,620,000未満	969,000	・ 端数処理の仕方(A'の求め方)
1,620,000 ~ 1,622,000未満	970,000	A' = 収入金額(A) ÷ 4,000(少数点以下切捨) × 4,000
1,622,000 ~ 1,624,000未満	972,000	・ 収入が6,600,000円以上の場合、所得を計算した結果、1円未満に端数があるときは、小数点以下を切り捨ててください。
1,624,000 ~ 1,628,000未満	974,000	【例：給与収入(A) = 2,823,200円の場合】
1,628,000 ~ 1,800,000未満	A' × 60%	A' = 2,823,200 ÷ 4,000(= 705.8) × 4,000 = 2,820,000
1,800,000 ~ 3,600,000未満	A' × 70% - 180,000	ここから左表の計算式に当てはめ所得を求めます。
3,600,000 ~ 6,600,000未満	A' × 80% - 540,000	A' × 70% - 180,000 = 2,820,000 × 70% - 180,000 = 1,794,000(←給与所得)
6,600,000 ~ 10,000,000未満	A × 90% - 1,200,000	
10,000,000 以上	A - 2,200,000	

③ 収入金額等

◆ 給与【源泉徴収票を添付】
給与の源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計額)を記入してください。
※源泉徴収票の交付を受けられない場合は、裏面⑨にも記入してください。

◆ 公的年金【源泉徴収票を添付】
公的年金等の源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計額)を記入してください。
※遺族年金・障害年金の方は金額を記入せず⑩の2に〇をしてください。

⑤ 本人対象の控除

◆ 障害者【身体障害者手帳等の写しを添付】
令和元年12月31日の現況において、障害者に該当する場合は障害の種類を〇で囲み等級を記入してください。障害者に該当するかについては⑥の「障害者控除」を参照してください。

◆ 寡婦・寡夫
令和元年12月31日の現況において、配偶者と死別や離婚後、再婚していない方で、次に該当する場合は死別・離婚等の年月を記入してください。
〈寡婦〉あなたが女性で、次のいずれかに該当
・ 夫と死別して、所得が500万円以下である。
・ 夫と死別、離婚して、所得が38万円以下の扶養親族、または所得が38万円以下の生計を一にする子がいる。
〈寡夫〉あなたが男性で、次の全てに該当
・ 妻と死別、離婚している。 ・ 所得が500万円以下である。
・ 所得が38万円以下の生計を一にする子がいる。

◆ 勤労学生【学生証の写しを添付】
次の項目に全て該当する場合、学校名を記入し、学生証の写しを添付してください。
・ あなたが働いて得た給与・事業・退職・雑所得がある。
・ 令和元年12月31日の現況において、大学、高校、専門学校(除外対象有)等の学生である。
・ 合計所得が65万円以下で、そのうち勤労によらない所得が10万円以下である。

⑥ 配偶者・扶養親族に関する事項

◆ 配偶者
扶養する配偶者が次の項目に全て該当する場合に記入してください。
・ 令和元年12月31日(注1)の現況において、あなたと生計を一にしている。
・ 配偶者の所得が38万円以下(注2)である。
・ 他人に扶養されておらず、事業専従者ではない。
※あなたの所得が1,000万円を超える場合は「同一生計配偶者欄」に✓も入れてください。

◆ 配偶者特別控除【根拠となる資料(給与の源泉徴収票の写し等)を添付】
あなたの所得が1,000万円以下で、令和元年12月31日(注1)の現況において、あなたと生計を一にしている配偶者に所得があり、配偶者特別控除を申告する場合には、配偶者の収入額とその他所得額を記入してください。

【参考】配偶者控除・配偶者特別控除額と所得

収入金額【給与収入の場合】	合計所得金額	納税者の合計所得金額			
		900万円以下 【1,200万円以下】	950万円以下 【1,170万円以下】	1,000万円以下 【1,220万円以下】	1,000万円超 【1,220万円超】
配偶者控除	103万円以下	38万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
配偶者特別控除	155万円以下	90万円以下	33万円	22万円	11万円
	160万円以下	95万円以下	31万円	21万円	11万円
	166.8万円未満	100万円以下	26万円	18万円	9万円
	175.2万円未満	105万円以下	21万円	14万円	7万円
	183.2万円未満	110万円以下	16万円	11万円	6万円
	190.4万円未満	115万円以下	11万円	8万円	4万円
	197.2万円未満	120万円以下	6万円	4万円	2万円
201.6万円未満	123万円以下	3万円	2万円	1万円	
201.6万円以上	123万円超	0円	0円	0円	

◆ 扶養親族
次の項目全てに該当する扶養親族がいる場合に記入してください。
・ 令和元年12月31日(注1)の現況において、あなたと生計を一にしている。
・ 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、いわゆる里子または市町村長から養護を委託された老人である。
・ 扶養親族の所得が38万円以下(注2)である。
・ 他人の扶養控除の対象や事業専従者ではない。
※生年月日が平成16年1月2日以降の扶養親族には、扶養控除の適用はありませんが、市・県民税の非課税基準や寡婦控除等に影響するほか、児童扶養手当や保育料など市・県民税以外の算定額に反映される場合もありますので、必ずご記入ください。

◆ 障害者控除【身体障害者手帳等の写しを添付】
配偶者・扶養親族欄に記入した方について、令和元年12月31日(注1)の現況において次に該当する障害等がある場合は、障害の種類と等級を記入してください。
〈障害者控除の対象となる人 ※要介護認定はこの控除に該当しません〉
・ 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の発行を受けている人
・ 年齢65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずる者として市町村長等の認定を受けている人
※上記以外にも障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

(注1) 2019年中にお亡くなりになった場合は、その日
(注2) 給与収入のみの場合 : 103万円以下
年金収入のみの場合 : 65歳以上は158万円以下、65歳未満は108万円以下